

専決処分の報告について

市道の管理^{かし}瑕疵に係る損害賠償について、別紙のとおり専決処分したので、
地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成30年6月7日提出

秦野市長 高橋 昌和



専 決 処 分 書

市道の管理^{かし}瑕疵に係る損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において次のとおり専決処分する。

- 1 賠償金額
228,096円
- 2 賠償の相手方



平成30年5月11日

秦野市長 高橋 昌和



事故の概要

- (1) 発生日時
平成30年3月31日午後7時30分頃
- (2) 発生場所
秦野市曾屋86番4
- (3) 事故の状況
[redacted]さんが賃借している普通自動車を[redacted]さんが運転していたところ、上記場所の曾屋10号線を走行中、アスファルト舗装の陥没箇所に車輪を落とし込み、車両の一部が損傷した。
- (4) 本市の責任原因
市道の管理^{かし}瑕疵
- (5) 本市の責任割合
60パーセント